



介護保険サービスを利用している人にお知らせ

問 困高齢者支援課介護保険係
(☎内線1187)

介護保険法施行令の一部改正により、令和8年8月から高額介護(予防)サービス費および補足給付(負担限度額)の所得要件および居住費・食費の負担限度額の一部が変更になります。

■高額介護(予防)サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下表の限度額を超えたときは、超過分が「高額介護(予防)サービス費」として支給されます。

自己負担の限度額(月額)

(令和8年8月～)

利用者負担段階区分	限度額
生活保護受給者など	15,000円(個人)
世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が826,500円以下の人など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	24,600円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の人	44,400円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円以上690万円未満の人	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得690万円以上の人	140,100円(世帯)

■介護保険負担限度額(特定入所者介護サービス費)

「居住費(滞在費)」および「食費」は、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません(※市に申請が必要です)。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

(令和8年8月～)

利用者負担段階	対象となる収入状況	預貯金などの資産要件※3	居住費(滞在費)				多床室	食費※5
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 特養など	老健・医療院など		
第1段階	生活保護受給者	要件無し						
	世帯(※1)全員が住民税非課税	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円【300円】
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額※2が826,500円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	390円【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額※2が826,500円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	680円【1,030円】
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額※2が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円※4	1,420円【1,360円】

※1 「世帯」…住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外)を含みます

※2 遺族年金などの非課税年金も含みます

※3 第2号被保険者(40～65歳未満)は、利用者負担段階にかかわらず「単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下」です

※4 老人保健施設(「その他型」「療養型」を除く)と介護医療院(「Ⅱ型」を除く)は430円です

※5 【 】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です